

原 議 保 存 期 間	5 年(令和12年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	5 年(令和12年12月31日まで保存)

サ 対 乙 達 第 1 6 号
令 和 7 年 6 月 2 7 日

関係所属長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

石川県警察サイバー防犯ボランティア運用要領の改正について（通達）

対号 令和2年6月18日付け生捜乙第16号「石川県警察サイバー防犯ボランティア運用要領の制定について（通達）」

石川県警察サイバー防犯ボランティアについては、対号に基づき運用しているところであるが、今後も引き続き、自主的な防犯活動を推進するため、別添のとおり「石川県警察サイバー防犯ボランティア運用要領」を改正したので、効果的な運用に努められたい。

なお、対号は廃止する。

別添

石川県警察サイバー防犯ボランティア運用要領

第1 目的

この要領は、石川県警察サイバー防犯ボランティア（以下「サイバーボランティア」という。）の運用について必要な事項を定め、広報啓発やサイバーパトロール等の各種活動を通じ、サイバー空間における健全化と規範意識の向上を図り、サイバー空間の安全確保に資することを目的とする。

第2 委嘱

- 1 サイバーボランティアは、サイバー空間における健全化と規範意識の向上に熱意があり、かつ、次の要件のいずれかに該当する者又は団体の中から、生活安全部長が委嘱するものとする。
 - (1) 石川県内に居住している者
 - (2) 石川県内に通勤又は通学している者
 - (3) 石川県内に所在している団体
- 2 前記1によりサイバーボランティアを委嘱するときは、委嘱状（別記様式）を交付するものとする。
- 3 サイバーボランティアの委嘱期間は、原則1年とする。ただし、再任を妨げない。

第3 活動

サイバーボランティアは、サイバー犯罪対策課と連携し、次の活動を行うものとする。

- (1) サイバー空間の安全確保に資する広報啓発及び教養活動
- (2) サイバーパトロールによる違法情報・有害情報の浄化活動
- (3) サイバー空間の安全確保に資する情報の交換等

第4 遵守事項

サイバーボランティアは、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 委嘱期間中及び解嘱後において、活動中に知り得た事項を第三者に漏らさないこと。
- (2) 個人のプライバシーに関する情報、セキュリティに関する情報の保護に十分配慮すること。
- (3) 協力者として委嘱されるものであり、特別の権限が付与されるものではないことを認識し、その活動に当たっては、関係者の正当な権利及び自由を侵

害しないこと。

第5 解嘱

生活安全部長は、サイバーボランティアが次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、解嘱することができるものとする。

- (1) 第2の1に規定する委嘱の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第4に規定する遵守事項に違反したとき。
- (3) 心身の故障等により任務遂行に支障があると認められるとき。
- (4) 上記のほか、サイバーボランティアとしてふさわしくない非行があったとき。

第6 運用上の留意事項

サイバー犯罪対策課長は、サイバーボランティアの運用を効果的に機能させるため、次の事項を行うものとする。

- (1) 活動内容やサイバー空間の現状などに関する研修会等を開催すること。
- (2) 積極的な情報交換を行い、緊密な連携の保持に努めること。
- (3) サイバーボランティアに、過度の負担を強いることのないように配慮すること。

第7 事務

サイバーボランティアに関する事務は、サイバー犯罪対策課において処理するものとする。

委 嘱 状

〇〇 〇〇 様

あなたを石川県警察サイバー防犯ボランティアに委嘱します

委嘱期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

とします

令和〇年〇月〇日

石川県警察本部生活安全部長

警視正

〇 〇 〇 〇 印